# 【取り急ぎ：県制度融資】

新型コロナウイルス対策分及びセーフティネット保証４号分の運用

令和２年３月１日　熊本県商工振興金融課

３月２日（月）から、表題の２つの資金の運用がスタートします。これら資金の主な留意事項は以下のとおりです。

各関係機関様には大変なご迷惑、ご負担をおかけしますが緊急対応のためご協力をお願いいたします。

（その他、制度概要、ＱＡは別紙をご参照ください。）

## 【窓口】　商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

## 【様式】　商工団体意見書（２号様式）は不要

※ いずれの資金につきましても「売上高減少理由書」（６号の２様式）が必要です。

※ 「売上高減少理由書」（６号の２様式）右下確認欄の記入、押印を意見書にかわる書類と考えるものです。

（右下の確認欄（３マス）は３名分の押印を求める意図ではありません。適宜（手書等により）マスを追加、削除いただき、各団体様で必要な確認を行っていただきますようよろしくお願いします。）

※ セーフティネット保証４号分につきましては、別途市町村の認定書が必要であり、「売上高減少理由書」（６号の２様式）と用途が重複する点もございますが、商工団体意見書を不要とし、スピート感のある対応を可能とするための運用でございますのでご理解をお願いいたします。

## 【借換え】　既往債務からの借り換えは不可

※ いずれの資金につきましても既往債務を本資金に借り換えることはできません。